

## 成年後見制度と裁判所による外部監査の仕組み

- 成年後見制度には、保護の任に就く人の権限などが法律で決められている「法定後見制度」と、保護される人が契約により権限などを決めることができる「任意後見制度」の2つがある。
- 「法定後見制度」は、高齢者など判断能力が不十分な人がいる場合、近親者などが、裁判所に対して申立をすることにより、裁判所が本人の判断能力が不十分であることを確認した上で、保護者を選任するもの。
- 「任意後見制度」は、平成 12 年に創設された制度で、将来判断能力が低下したときに保護者を付けたいと希望する人が、予め将来保護者となってもらいたい人と契約を結んでおく制度。保護を受ける本人が、保護の任務をする人、その権限を決めておくため、本人の意思が反映、尊重される点が大きなメリット。
- なお、法定後見人、法定後見監督人、任意後見人、任意後見監督人とも、報酬は被後見人（本人）が負担することになる。

### <後見人に対する裁判所による監視・監督体制>

#### 1. 法定後見人の場合

##### (1) 家庭裁判所による監督

後見人は包括的な代理権という大きな権限が与えられており、その権限濫用を防ぐため、家庭裁判所による直接の監督が行われる。

- ・ 後見事務の報告請求、財産目録の提出請求
- ・ 後見事務の調査、本人の財産状況の調査
- ・ 必要な処分命令

##### (2) 後見監督人による監督

後見人の権限濫用をコントロールするため、家庭裁判所の監督をサポートする機関として、必要に応じて後見監督人を設置できる（家庭裁判所の判断として必要と認められれば設置される任意の機関）。裁判所は、主に各県弁護士会で登録された弁護士リストの中から、後見監督人を選任する。

- ・ 財産調査、財産目録の作成のときの立会い
- ・ 後見人の持つ債権、債務の後見監督人への申出義務
- ・ 後見事務の報告請求、財産目録の提出請求
- ・ 後見事務の調査、本人の財産状況の調査
- ・ 家庭裁判所の必要な処分命令を求める申立て
- ・ 後見人の解任の申立て

## 2. 任意後見人の場合

### (1) 任意後見監督人による監督

任意後見制度は、本人の意思を尊重するための制度であるため、任意後見契約があり、任意後見監督人の選任の申立てがあれば原則として任意後見監督人を選任して、任意後見を開始させなければならない。一方、本人、配偶者、親族等の申出がない限り、裁判所が主体的に任意後見監督人を選任することはない。

- ・任意後見人の事務の監督
- ・家庭裁判所へ定期的に報告すること
- ・急迫の事情がある場合に、任意後見人の代理権の範囲で必要な処分をすること
- ・利益相反行為について本人を代理すること
- ・任意後見人に対して後見事務の報告を求めること、後見事務、本人の財産状況を調査すること